明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一四三）　一
〔告　示〕
○除籍の一部が滅失した件（法務一八一）　二
○日本国に帰化を許可する件（同一八二）　二
○鉱業法の一部を改正する等の法律附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十六条の規定により交付の決定がされた鉱業権者又は租鉱権者に対する補助金に関し、同法第十九条第一項の規定に基づき、日本海洋石油資源開発株式会社の実施した岩船沖南ＭＳ―一号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分の認定を改めた件（経済産業九八）　三
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通八一六）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八一七～八一九）　三
○道路に関する件（関東地方整備局一六八）　三
○道路に関する件（中部地方整備局七九）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局五七）　三
〔国会事項〕
公正取引委員会　カジノ管理委員会
法務省　二
〔人事異動〕
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　三
登録実施機関の登録事項の変更について（北陸信越運輸局）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
諸事項　三
〔公　告〕
官庁
監査法人処分、財団、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他

規則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年七月十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一四三

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部子ども・子育て本部の項を削り、同部沖縄総合事務局の項中「公正取引室長」を削り、「広報室長」を「広報室長　厚生管理室長」に改める。

別表宮内庁の部内部部局の項中「報道室長」を「広報室長　報道室長」に改める。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「審査企画官」を削る。

別表消費者庁の部内部部局の項中「食品ロス削減推進室長」を「寄附勧誘対策室長　食品ロス削減推進室長」に改め、「保健表示室長」を削る。

別表消費者庁の部の次に次のように加える。

こども家庭庁	内部部局	長官　官房長　局長　審議官　公文書監理官　参事官　課長　経理室長　企画官　人事調査官　サイバーセキュリティ・情報化企画官　少子化対策企画官　認可外保育施設担当室長　児童手当管理室長　課長補佐（総括）　課長補佐（管理）　課長補佐（人事）　課長補佐（予算）　参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　人事企画調整官　人事係長　予算係長　文書係長　庁舎係長　庶務係長　主査（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）　秘書
設置	国立児童自立支援施設	施設長　次長　課長　センター長　副センター長

別表総務省の部内部部局の項中「客観性担保評価推進室長」及び「投資審査室長」を削り、同部統計研究研修所の項中「次長」を「部長」に改め、同部総合通信局の項中「部長」を「部長　総合通信調整官」に改め、「企画広報室長」及び「総括調整官」を削り、同部沖縄総合通信事務所の項中「課長　総括調整官」を「総合通信調整官　課長」に改める。

別表法務省の部内部部局の項中「訟務調査室長」を「調査救済調整官　訟務調査室長」に改め、同部法務総合研究所の項中「首席国際研修専門官」を「首席国際専門官」に改め、同部矯正研修所の項中「試験課長」を「試験課長　統括効果検証官」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「ハーグ条約室長」を「ハーグ条約室長　領事デジタル化推進室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「教員免許企画室長　国際調整企画官」を「教員免許・研修企画室長」に、「地域学校協働活動推進室長」を「地域学校協働推進室長」に改める。

別表文化庁の部内部部局の項中「地域文化創生本部長」、「地域文化創生本部長代理」、「地域文化創生副本部長」及び「事務局長」を削り、「予算係長　庁舎係長　秘書」を「人事係長　秘書　人事係員」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「環境改善室長」を「環境改善・ばく露対策室長」に、「児童福祉調査官　虐待防止対策推進室長」を「女性支援室長」に改め、「少子化総合対策室長　健全育成推進室長　母子家庭等自立支援室長　施設調整等業務室長」、「、少子化総合対策室長、母子家庭等自立支援室長」及び「訟務専門官」を削り、同部国立保健医療科学院の項中「研究情報支援研究センター長」を「保健医療情報政策研究センター長」に改め、同部国立児童自立支援施設の項を削り、同部国立障